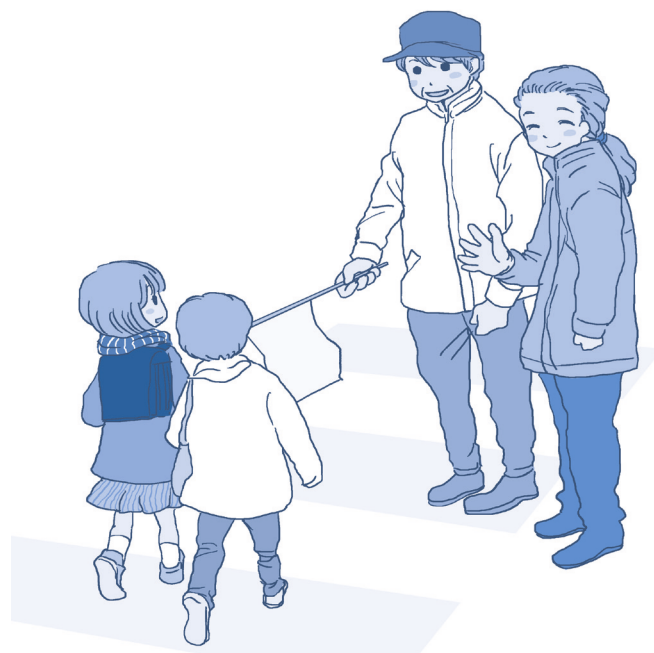


## 第5章

# 安全・安心、 快適な地域をつくる人のまち



# 第5章 第1節 計画的な土地利用の推進



## 1. 施策の方向性

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

## 2. 現状と課題

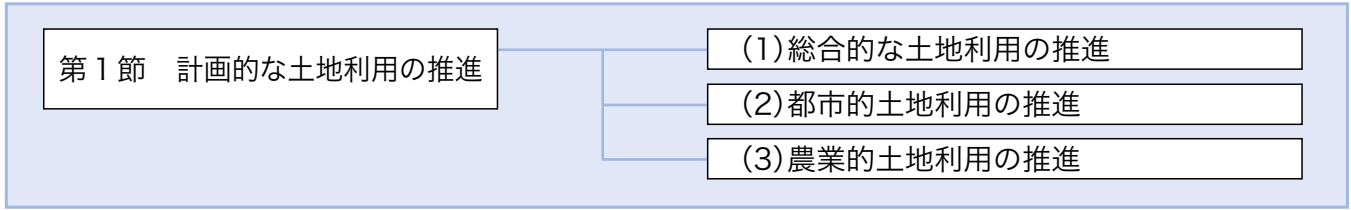
- ◆市の面積 1,970ha のうち市街化区域<sup>\*3</sup>は 43.1% (849.0ha) を占めています。市街地は、東武東上線のみずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺を中心として土地区画整理事業による整備を行い、地区計画<sup>\*55</sup> 制度により、地区の特性に応じた良好な生活環境の保全に取り組んでいます。
- ◆都市基盤整備の十分でない中で市街化が進行した地区もあることから、住環境の整備・改善を検討する必要があります。
- ◆建築可能な建物の用途を定める用途地域 (849.1ha) のうち、住居系が 806.6ha (用途地域の 95.0%) を占めています。
- ◆市街化区域面積に対する生産緑地<sup>\*56</sup> 地区の割合は、10.44%を占めており、貴重な緑地空間となっています。
- ◆市街化調整区域<sup>\*4</sup> は、市域の 56.9% (1,121.0ha) を占めており、首都 30km 圏内にありながら農地が広がっている状況は、大きな特徴となっています。
- ◆本市は、豊かな自然環境を残しつつ、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきましたが、今後は、交通アクセスなどの立地条件を活かした土地利用を推進するとともに、地域の実情にあった秩序ある土地利用について検討する必要があります。

\* 55 地区計画 道路・公園・広場などの配置や規模、建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を定めた総合的な計画。これにより、開発行為や建築行為を規制誘導し、地域の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全。(P117,118,128,136,137,139)

\* 56 生産緑地 市街化区域内の農地のうち、生活環境の保全などに相当の効果があり、将来公園・緑地などの公共施設の予定地として適していると指定された緑地。(P118)



### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 総合的な土地利用の推進（まちづくり推進課）

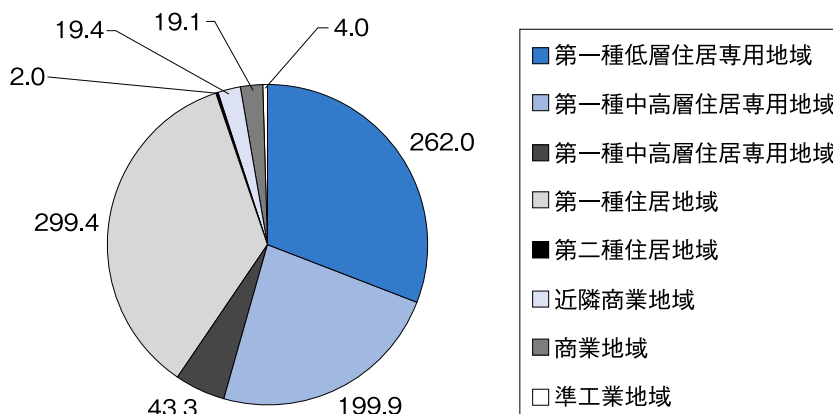
- ◆活気と魅力があり、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指し、地域ごとの特性を活かしながら良好な居住環境の形成を進めます。
- ◆自然環境との調和に配慮しつつ、市民生活の利便性向上が高まる土地利用を計画的に進めます。

#### 『秩序ある土地利用推進事業』（まちづくり推進課、建築指導課）

計画的な市街地の形成と自然環境の保全を行うため、各種法令や土地利用構想に基づき、地域ごとの特性に応じた土地利用を推進します。

現況（平成22年度）	事業計画	
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域*<sup>3</sup> 編入（水子・諏訪地区）</li> <li>・地区計画*<sup>55</sup> の決定及び建築条例制定</li> <li>・準防火地域の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用区分における各地域、ゾーンなどの土地利用の推進</li> <li>・市街化調整区域*<sup>4</sup> の既存集落*<sup>57</sup> 内の土地利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用区分における各地域、ゾーンなどの土地利用の推進</li> </ul>

用途地域別面積



平成22年12月31日現在  
資料:まちづくり推進課

\* 57 既存集落 市街化調整区域において、概ね50戸以上の建築物が概ね50m以内の間隔で立ち並んでいる地域で、市が指定する区域。

## (2) 都市的土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ◆駅周辺は、引き続き、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を進めます。
- ◆新たな市街地形成が予定されている地域は、自然環境との調和に配慮しつつ、快適な住環境と良好な都市機能を創出するため、地域特性に応じた手法によるまちづくりを進めます。

## (3) 農業的土地利用の推進（産業振興課）

- ◆市街化調整区域<sup>\*4</sup>においては、豊かな生産力とともに、治水など多面的な機能を持つ農地を保全するため、農業振興地域整備計画<sup>\*48</sup>の適切な運用を行います。
- ◆市街化区域においては、生産緑地<sup>\*56</sup>制度により、緑地機能や農業生産活動の維持に努めます。

### ○土地利用の区分

基本構想で掲げる土地利用の基本方針を踏まえ、市域を次のとおり区分し、計画的な土地利用を進めていきます。

#### <まちなか居住地域>

みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺地域は、市の顔にふさわしい拠点として、都市機能を集積し、多様な人々の交流とにぎわいのある魅力的な市街地の形成を進めます。

水子・諏訪地区（旧暫定逆線引き地区<sup>\*58</sup>）は、地区計画<sup>\*55</sup>などを活用し、周辺の自然と調和した良好な居住環境の形成を進めます。

その他の地区では、各地区の実情を踏まえながら、道路・公園などの都市基盤施設の整備に努めるとともに、点在する緑地などの自然を活かし、居住環境の維持・向上に取り組みます。

#### <田園・居住地域>

農業生産基盤が整備された優良農地が広がっている地域では、今後も農地としての利用を維持し、本市の原風景ともいえる田園・自然環境の保全に努めます。

既存の集落では、地域社会の持続性を維持するため、道路・下水道などの都市基盤施設が整っている一定の区域に、周辺環境と調和したゆとりとうるおいのある居住環境の形成を進めます。

#### <歴史・文化・スポーツの交流ゾーン>

本市固有の歴史的・文化的資源や水辺を大切に守りながら、歴史・文化やスポーツ・レジャーに親しめる場として活用します。

#### <新しい活力の創出ゾーン>

富士見川越道路沿道では、都市の活力を向上させるため、周辺環境に配慮しながら、計画的に都市的土地利用への転換を誘導します。

\* 58 旧暫定逆線引き地区 市街化区域において、当分の間、計画的な市街地整備の見通しが無い区域について暫定的に市街化調整区域とした地区。土地区画整理事業など計画的なまちづくりが確実となった段階で、市街化区域に再編入できる制度であったが、同制度の運用が平成15年に廃止された。(P136,138,148)

**<シティゾーン>**

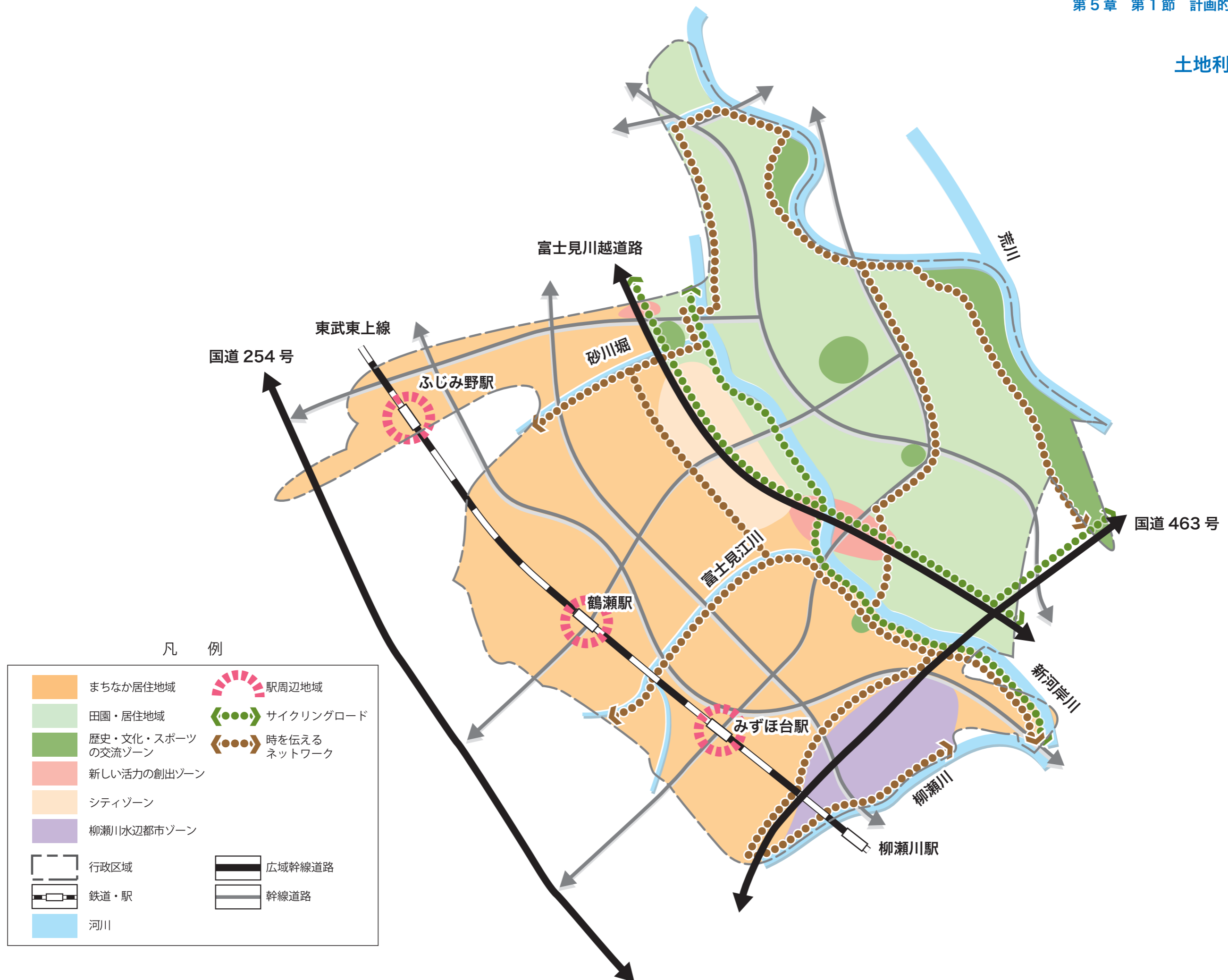
本市のほぼ中央に位置し、富士見川越道路と鶴瀬駅東通線が交差する区域一帯は、市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、周辺環境に配慮しながら、地理的条件を活かし、商業・業務機能などを誘導します。

**<柳瀬川水辺都市ゾーン>**

市の南部を横断する国道463号沿道及びその周辺部は、交通の利便性を活かし、地域の発展と活性化に役立つ魅力的な土地利用を進めます。



土地利用構想図









# 第5章 第2節 水と緑の保全と活用



## 1. 施策の方向性

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として、市民と行政の協働による整備と活用を進めます。

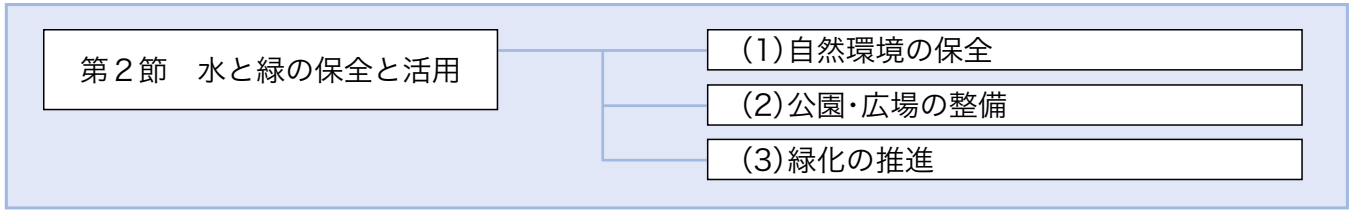
## 2. 現状と課題

- ◆急激な都市化の進展により、樹林地や田畑の面積は、平成2年の933.6haから平成21年には716.9haまで減少していますが、今もなお、水と緑に恵まれた良好な田園・自然環境が残されています。この自然環境・景観を次世代に継承するため、市民緑地\*<sup>59</sup>（3箇所、1.1ha）、緑の散歩道\*<sup>60</sup>（9箇所、1.8ha）の制度や緑地保全基金などの活用により、緑地の保全に努めています。
- ◆公園は自然環境の保全、スポーツ・レクリエーション活動の拠点、災害時の一時避難場所など様々な機能を有し、快適な市民生活を送る上で重要な役割を担っています。
- ◆本市の公園面積は、土地区画整理事業地内の公園整備などを積極的に進めた結果、平成13年度の約22haから平成21年度には約37haと大きく増加しました。一方、昭和30年代から40年代に開発された既成市街地には、用地確保が困難なことから公園が整備されていない地域があり、その整備が課題となっています。
- ◆びん沼自然公園、水子貝塚公園や難波田城公園などの特色を活かした公園は、多くの人々が訪れるよう、一層の周知と活用が求められています。
- ◆既存の公園は地域ニーズに合わせた機能を持たせていく必要があります。

\* 59 市民緑地 まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が契約を結び、市が一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。20年以上の長期契約をすることが多い。(P125)

\* 60 緑の散歩道 まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が借地契約を結び、一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。主に10年以下の短期契約が多い。(P125)

### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

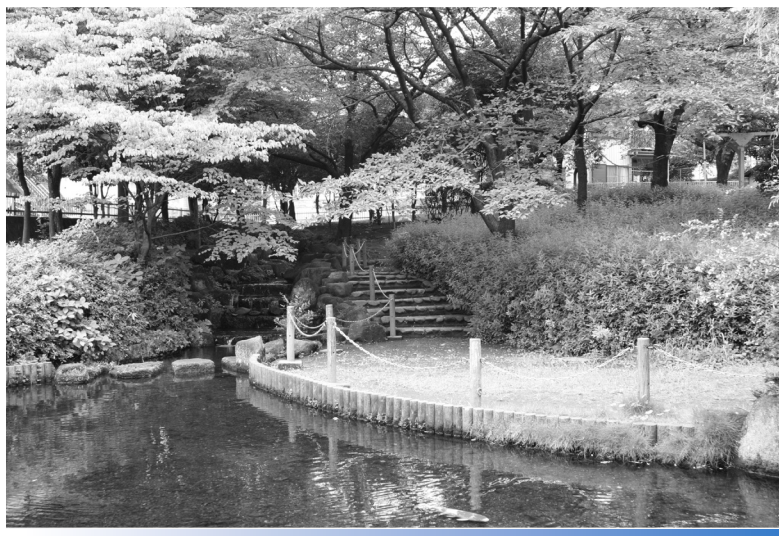
#### (1) 自然環境の保全（まちづくり推進課）

- ◆市民緑地\*<sup>59</sup>、緑の散歩道\*<sup>60</sup>、保存樹林などの制度とあわせ、緑地保全基金の活用により緑地の保全を行います。
- ◆緑地や湧水の維持保全に向けて市民と連携し、協働による自然環境保全の仕組みづくりに努めます。

#### 『緑地保全の推進』（まちづくり推進課）

市民緑地や緑の散歩道などの制度や緑地保全基金の活用により、緑地保全に努めます。

現況（平成22年度）	事業計画	
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地保全基金 270,000千円</li> <li>・ 市民緑地 11,007㎡</li> <li>・ 緑の散歩道 18,504㎡</li> <li>・ 保存樹林 4,008㎡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地保全策の検討</li> <li>・ 緑地保全基金の積立</li> <li>・ 基金による緑地の取得</li> <li>・ 保存樹木及び樹林に対する助成の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地保全の推進</li> <li>・ 緑地保全基金の積立</li> <li>・ 基金による緑地の取得</li> <li>・ 保存樹木及び樹林に対する助成の推進</li> </ul>



栗谷津公園

## 緑地及び緑の散歩道等の一覧表

名 称		所 在
ふるさとの森 氷川神社と横田家屋敷林		鶴馬字御庵 3136-1 外
保存樹林第 2 号		水子字山崎 175 外
緑の散歩道	雲居の滝	諏訪 1-1704-2
	谷津の森	鶴馬 1-2225-1 外
	貝戸の森	鶴瀬東 2-2474-1 外
	権平山	鶴瀬東 2-2468-2 外
	西渡戸	渡戸 3-363
	節沢	関沢 3-1048-1
	関沢	関沢 3-988-1 外
	八ヶ上西	関沢 2-2803-1 外
	八ヶ上東	関沢 1-2795-1 外
市民緑地	谷津の森	鶴馬 1-2227-1 外
	西渡戸	渡戸 3-363 外
	勝瀬新田山	勝瀬原特定土地区画整理地内

資料：まちづくり推進課

### (2) 公園・広場の整備（まちづくり推進課）

◆地域の特色を活かした、公園や広場の整備を進めます。

◆公園づくりの段階から市民と行政による協働を進め、公園ごとの特色に応じた維持管理を行い、より身近で愛着が感じられる公園を目指します。

#### 『公園整備事業』（まちづくり推進課）

遊び場やレクリエーションの場など市民の憩いの場として、また、都市防災、景観の観点から公園整備を進めます。

現況（平成 22 年度）	事業計画			
	平成 23 年度～ 25 年度		平成 26 年度～ 27 年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街区公園 25 箇所 (46,530㎡)</li> <li>・ 近隣公園 4 箇所 (50,224㎡)</li> <li>・ 地区公園 1 箇所 (47,044㎡)</li> <li>・ 歴史公園 2 箇所 (58,063㎡)</li> <li>・ 都市緑地 11 箇所 (172,410㎡)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ つるせ台公園開設</li> <li>・ 第 2 運動公園拡張整備</li> <li>・ 旧上沢小学校跡地内の公園整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南むさしの公園整備</li> </ul>	
指 標	現 状 値		目 標 値	
	平成 22 年度		平成 25 年度	平成 27 年度
市民一人当たり公園面積	3.56㎡		3.66㎡	3.69㎡

都市公園一覧表

区分	名称	位置	開設
街区公園	みずほ東公園	富士見市 水谷 1-9	54.10.1
	大原公園	// 東みずほ台 3-9	54.10.1
	関沢公園	// 西みずほ台 1-13	49.7.1
	松の木公園	// 西みずほ台 1-23	54.6.1
	唐沢公園	// 西みずほ台 3-8	54.6.1
	西原公園	// 西みずほ台 2-14	56.6.20
	前沼公園	// 水子 3600 外	56.6.20
	山室公園	// 山室 1-1171-22	50.4.1
	南通公園	// 針ヶ谷 2-29	60.4.8
	栗谷津公園	// 針ヶ谷 1-4	61.3.31
	栗谷津東公園	// 針ヶ谷 1-14	62.3.31
	北通公園	// 針ヶ谷 1-42-1	61.3.31
	中通公園	// 針ヶ谷 2-4	62.3.31
	東通公園	// 針ヶ谷 2-14	62.3.31
	針ヶ谷中央公園	// 針ヶ谷 1-34	H元.2.1
	竹の内公園	// 下南畑 3898-4 外	H2.6.1
	縄文の丘公園	// 渡戸 1 丁目 1048-9 外	H2.6.1
	榎町公園	// 榎町 26	H2.6.1
	オトウカ山公園	// ふじみ野西 4 丁目 6 番地 1	H11.3.31
	稲荷久保公園	// ふじみ野東 2 丁目 16 番地 1	H12.7.1
	中沢公園	// ふじみ野西 1 丁目 9 番地 2	H13.7.1
	ふじみの公園	// ふじみ野東 1 丁目 19 番地 1	H14.4.1
	八ヶ上公園	// 関沢 2-2786-4	H14.7.1
	ふじみ野西公園	// ふじみ野西 2 丁目 1 番地 3	H15.4.1
やまがた公園	// 下南畑 3 1 1 - 3 7	H19.4.1	
近隣公園	みずほ台中央公園	// 東みずほ台 2-17	54.6.1
	山崎公園	// 大字水子 184 外	H6.4.28
	文化の杜公園	// 鶴馬 1867-1 外	H15.4.1
	勝瀬原記念公園	// ふじみ野東 4 丁目 11 番地 1	H19.7.25
歴史公園	水子貝塚公園	// 大字水子 2003-1 外	H6.6.1
	難波田城公園	// 大字下南畑 568-1	H12.6.1
都市緑地	富士見運動公園	// 大字南畑新田 1 2 4 9 外 志木市 大字宗岡地内	51.10.1
	打越公園	富士見市 東みずほ台 4-29-1	57.4.1
	山室緑地公園	// 山室 2-1147-6	54.4.2
	びん沼公園	// 南畑新田 1493-1 外	H2.6.1
	谷津の森公園	// 鶴馬 1-2219-1	H5.4.1
	登戸公園	// 南畑新田 1604-2	H9.4.1
	むさし野緑地公園	// 鶴瀬西 2-3703	H11.3.31
	石井緑地公園	// 水子 4382 外	//
	びん沼自然公園	// 東大久保 3692-1 外	H14.4.1
	渡戸どんぐり公園	// 渡戸 3-430-1 外	H15.12.1
	貝戸の森公園	// 鶴瀬東 2 丁目 2 4 3 7 外	H18.4.1
	第2運動公園	// みどり野南 4 番 1 外	H18.4.1

資料：まちづくり推進課

### (3) 緑化の推進（まちづくり推進課）

◆道路、駅周辺、公園、学校などの公共施設の緑化を推進します。

◆地区計画\*<sup>55</sup> や緑地協定の活用のほか、生垣設置への補助などにより個人住宅の緑化を促進します。

#### 『いつでも花いっぱい緑いっぱい事業』（地域文化振興課、まちづくり推進課）

桜、藤、菖蒲、紫陽花、コスモス、菜の花、レンゲソウなど、季節ごとにきれいな花を楽しむ取組みを行います。また、道路、駅周辺、公園や学校などの公共施設の緑化を進めるほか、住宅の生垣設置に対する支援を行い、緑に囲まれたまちづくりを進めます。

現況（平成 22 年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜のオーナー制度</li> <li>・生垣設置補助</li> </ul>	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜のオーナー制度</li> <li>・花の管理への支援</li> <li>・生垣設置補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜のオーナー制度</li> <li>・花の管理への支援</li> <li>・生垣設置補助</li> </ul>	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
生け垣補助（年間）	6 件 (21 年度)	8 件	10 件



花いっぱい文化の杜公園花壇



## 第5章 第3節

# 循環型社会の形成と生活環境の保全

### 1. 施策の方向性

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガス<sup>\*2</sup>の削減による地球温暖化対策を推進します。

さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

### 2. 現状と課題

- ◆温室効果ガスの増加による地球温暖化が世界的な問題になっていることから、市は地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年に地球温暖化対策実行計画を策定し、行政の事務事業や公共施設における温室効果ガスの排出抑制に努めています。平成20年には、基準年（平成16年）との比較で約14%の削減を達成しており、今後は、市民や事業所との連携を強化し、さらなる地球温暖化対策を推進する必要があります。
- ◆平成21年に改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）が施行され、一定以上のエネルギーを使用している工場や事業場などにおける省エネルギー対策をさらに強化していく必要があります。
- ◆良好な環境の維持、創出に対する取組みは、環境問題を取り巻く状況の変化に合わせて推進する必要があることから、平成24年度に「第2次富士見市環境基本計画」の策定を予定しています。
- ◆環境問題に対する意識が高まる中、資源循環型社会への転換が求められていることから、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ分別の徹底や減量化を進める必要があります。
- ◆平成19年に施行された「富士見市をきれいにする条例<sup>\*61</sup>」の理念である、きれいで安全なまちづくりを推進するため、平成22年に「富士見市美化推進計画<sup>\*62</sup>」を策定しました。同計画に基づき、市民、事業者及び行政の役割を明確にして、相互に連携しながら環境美化に取り組んでいるほか、「美化推進重点区域<sup>\*63</sup>」及び「路上喫煙禁止区域<sup>\*63</sup>」を定め、投げ捨てや路上喫煙への対策を積極的に進めています。

\* 61 富士見市をきれいにする条例 きれいで安全なまちづくりを進めることを目的として、歩行喫煙、空き缶などのポイ捨て、犬のふんの放置などについて基本的なルールを定めた条例。平成19年10月施行。(P131,132)

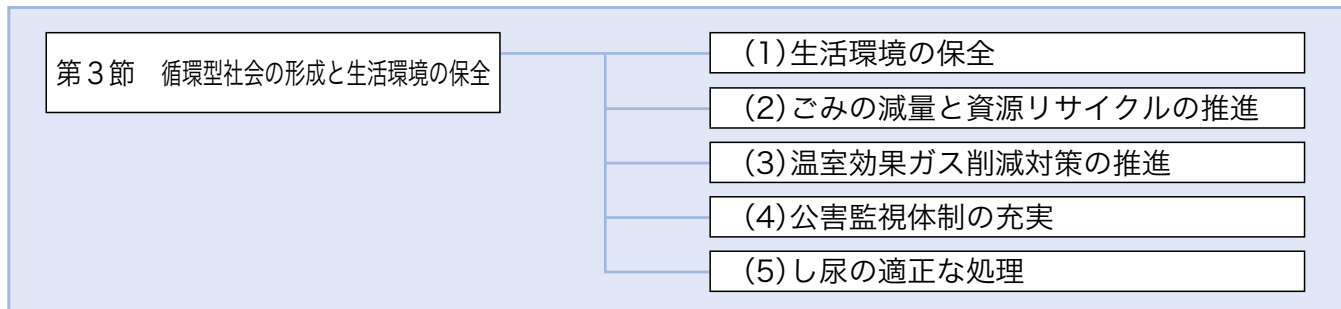
\* 62 富士見市美化推進計画 「富士見市をきれいにする条例」の理念を実現するため作成した計画。(P132)

\* 63 美化推進重点区域・路上喫煙禁止区域 美化推進重点区域は、環境美化を推進するため、市が特に指定する必要があると認めた区域。路上喫煙禁止区域は、美化推進重点区域において、路上喫煙が他の歩行者などにとって特に危険であると市が指定した区域。(P132)





### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 生活環境の保全（環境課）

- ◆富士見市環境基本条例や富士見市をきれいにする条例\*<sup>61</sup>の理念に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、環境に対する意識を高め、環境の保全、創造に関する施策を計画的に進めます。
- ◆不法投棄を防止するため、パトロールの実施や情報の提供を行います。また、関係機関と連携し、不法投棄物の回収や処理を行います。

#### 『環境基本計画策定事業』（環境課）

人と自然が共生できる豊かな環境の創造を目指して、環境基本計画に基づく施策を市民、事業者、行政で進めます。

現況（平成22年度）	事業計画	
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
・環境基本計画の推進、環境施策推進市民会議の開催	・市民と連携した環境調査の実施 ・第2次環境基本計画の策定	・環境基本計画に基づく施策の推進

『美化推進事業』（環境課）			
富士見市美化推進計画* <sup>62</sup> に基づき、市民、事業者、行政の連携による環境美化を進めます。			
現況（平成 22 年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見市をきれいにする条例*<sup>61</sup> 施行（平成 19 年度）</li> <li>・富士見市美化推進計画策定</li> <li>・美化重点推進区域*<sup>63</sup>、路上喫煙禁止区域*<sup>63</sup> の指定（市内 3 駅周辺）</li> </ul>	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見市をきれいにする日の制定（市内クリーン事業の実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見市をきれいにする日に市内クリーン事業を実施</li> </ul>	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
市内クリーン事業の参加人数（延べ）	6,100 (21 年度)	6,300	6,500

## （2）ごみの減量と資源リサイクルの推進（環境課）

- ◆リデュース（減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）を基本として、資源の有効活用などを進め、引き続き、ごみの減量化を進めます。
- ◆ごみ収集体制の見直しのほか、ごみ処理にかかるコストを把握するため一般廃棄物会計基準\*<sup>64</sup> の導入を進め、ごみ処理全体のコスト削減と効率化に取り組みます。

『一般廃棄物会計基準の導入』（環境課）			
ごみ処理コストを他団体と比較できる一般廃棄物会計基準の導入により、ごみ処理に係る費用を分析し、情報提供を行うとともに、ごみ処理の効率化に取り組みます。			
現況（平成 22 年度）	事業計画		
収集体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ（民間委託）</li> <li>・ビン（民間委託）</li> <li>・カン（直営・民間委託）</li> <li>・不燃ごみ（直営・民間委託）</li> <li>・ペットボトル（民間委託）</li> <li>・資源プラスチック（民間委託）</li> <li>・粗大ごみ（直営）</li> </ul>	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物会計基準の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集体制の見直し</li> </ul>	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
ごみの総排出量	30,417t (21 年度)	30,291t	29,563t

\* 64 一般廃棄物会計基準 家庭や事業所から出るごみ（一般廃棄物）の処理コストを分析するための、環境省が示した標準的手法。

(3) 温室効果ガス削減対策の推進（環境課）

- ◆温室効果ガス\*<sup>2</sup>の排出を抑制するため、地球温暖化対策実行計画を策定し、省エネルギー化を促進します。
- ◆太陽光発電設備の導入促進、壁面緑化\*<sup>65</sup>の推進などにより、市民・事業者・行政が一体となって温室効果ガスの削減に取り組みます。

『「減らせ！CO<sub>2</sub>」推進事業』（環境課）

中期的な温室効果ガス削減目標を定め、市民・事業者・行政の連携により地球温暖化対策を進めます。

現況（平成22年度）	事業計画		
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
・地球温暖化対策実行計画（事務事業）策定（平成18年度） ・公共施設における温暖化対策の推進（太陽光発電、壁面緑化、低燃費車導入、防犯灯LED化* <sup>66</sup> など）	・公共施設における温暖化対策の推進（壁面緑化、低燃費車導入、防犯灯LED化など） ・太陽光発電システム設置装励金の導入 ・地球温暖化対策実行計画（区域施策）策定	・公共施設における温暖化対策の推進（壁面緑化、低燃費車導入、防犯灯LED化など） ・地球温暖化対策実行計画（区域施策）の推進	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
市長部局管理施設エネルギー使用量概算（原油換算値）	1,782kl	1,711kl	1,677kl



市役所緑のカーテン

\* 65 壁面緑化 建築物の外壁をゴーヤやヘチマなどのツタ植物で覆うことで、建築物内の温度上昇を抑制すること。  
 \* 66 防犯灯LED化 交換費用や電気料金を削減するため、LED（発光ダイオード）防犯灯に切り替えること。

#### (4) 公害監視体制の充実（環境課）

- ◆大気中の二酸化窒素や大気、土壌のダイオキシン類、河川の水質などについて定期的に測定を行い、その結果を公表し、市民・事業者・行政が一体となって公害監視体制を充実します。

##### 『大気・土壌・河川などの環境調査』（環境課）

二酸化窒素に関する大気調査、ダイオキシン類に関する大気及び土壌調査、水質の汚濁状況に関する調査を実施します。

現況（平成 22 年度）	事業計画		
・環境調査の実施(市内84地点)	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	・環境調査の実施	・環境調査の実施	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
環境基準達成率	100%	100%	100%

#### (5) し尿の適正な処理（環境課）

- ◆入間東部地区衛生組合における、し尿処理業務を継続しながら、処理施設の老朽化対策に努めます。



# 第5章 第4節 市街地の整備



## 1. 施策の方向性

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

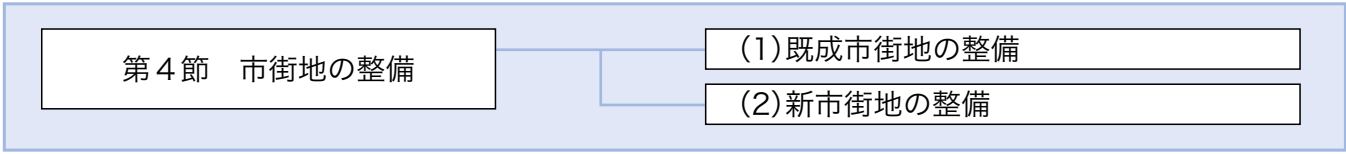
新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。

## 2. 現状と課題

- ◆市街地は、都市基盤整備により計画的な土地利用が進められている地区と、昭和30年代から40年代にかけての急激な人口増加により、都市基盤が十分に整備されないまま開発が進んだ地域とに大別できます。
- ◆既成市街地の鶴瀬駅東口及び西口地区は、土地区画整理事業により居住環境の整備、宅地の利用増進を図るとともに、魅力ある商業集積の促進や災害に強いまちづくりを進めています。また、ふじみ野駅周辺、針ヶ谷地区及び鶴瀬西のつるせ台地区は、地区計画\*<sup>55</sup>により良好な居住環境の保全に努めています。
- ◆既成市街地は、建物が密集し、狭い道路が多く、公園・緑地などのオープンスペース\*<sup>67</sup>が不足していることから、防災機能の強化などのため、地域の実情に応じた整備を検討する必要があります。
- ◆旧暫定逆線引き地区\*<sup>58</sup>の水子・諏訪地区は、地区計画制度の活用により、現在の緑地の保全に努めながら、計画的なまちづくりを進める必要があります。
- ◆シティゾーン及び柳瀬川水辺都市ゾーンは、地域振興と都市機能を充実するため、整備を推進する必要があります。

\* 67 オープンスペース 都市の中の公園、広場などの開放された空間。

### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 既成市街地の整備（まちづくり推進課、鶴瀬駅西口整備事務所、鶴瀬駅東口整備事務所）

◆快適な都市環境を形成するため、地区計画\*<sup>55</sup>の活用や土地区画整理事業などの手法により、地域の実情に応じた基盤整備を進めます。

#### 『鶴瀬駅西口土地区画整理事業』（鶴瀬駅西口整備事務所）

鶴瀬駅西口の駅周辺 22.5ha について、土地区画整理事業により、都市基盤整備と宅地の利用増進を図り、快適かつ機能性の高いまちづくりを進めます（事業期間：平成4～23年度）。

現況（平成22年度）	事業計画	
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備 5,559 m / 7,234 m (76.8%)</li> <li>建物移転 316 棟 / 358 棟 (88.3%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅前広場整備</li> <li>道路整備 7,070 m / 7,234 m (97.7%)</li> <li>建物移転 361 棟 / 361 棟 (100%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備 7,234 m / 7,234 m (100%)</li> </ul>



鶴瀬駅西口の街並み

**『鶴瀬駅東口整備事業』（鶴瀬駅東口整備事務所）**

鶴瀬駅東口駅前広場を含む都市計画道路鶴瀬駅東通線周辺の4.9haについて、土地区画整理事業により、都市基盤整備と宅地の利用増進を図り、良好な市街地形成と商業・業務・住宅の調和したまちづくりを進めます（事業期間：平成12～30年度）。

現況（平成22年度）	事業計画	
・道路整備 316.9 m / 1,635 m (19.4%) ・建物移転 50 棟 / 99 棟 (50.5%)	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	・鶴瀬駅東通線暫定開通 ・道路整備 926.9 m / 1,635 m (56.7%) ・建物移転 72 棟 / 99 棟 (72.7%)	・道道路整備 1,016.9 m / 1,635 m (62.2%) ・建物移転 76 棟 / 99 棟 (76.8%)

**『旧上沢小学校跡地活用事業』（道路治水課、まちづくり推進課、管財課）**

鶴瀬西・上沢地区のまちづくりに関連し、旧上沢小学校跡地の整備を進めます。

現況（平成22年度）	事業計画	
・旧上沢小学校校舎体育館などの解体工事	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	・市道第904号線代替地などの造成工事 ・公園整備	・公園開設

**『住宅市街地総合整備事業（まちづくり用地）』（鶴瀬駅西口整備事務所）**

都市再生機構・地域住民・行政との連携により、鶴瀬第2団地建替事業で創出されたまちづくり用地への、生活に密着した商業、医療、福祉施設などの立地誘導に取り組みます。

現況（平成22年度）	事業計画	
—	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	・施設の立地誘導	

**『身近な生活環境施設の整備促進』（道路治水課、下水道課、交通・管理課、建築指導課、協働推進課）**

下水道や舗装道路などの生活環境施設が未整備の地域の生活環境改善を進めます。

現況（平成22年度）	事業計画	
—	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	・整備の促進	・整備の促進

**(2) 新市街地の整備（まちづくり推進課）**

- ◆快適な市民生活の実現と都市機能充実のため、土地利用構想に定めた各ゾーンについて、地域特性に合った整備手法により、計画的な整備を進めます。
- ◆旧暫定逆線引き地区<sup>\*58</sup>の水子・諏訪地区は、地域特性を活かしながら、都市機能向上のための整備を計画的に進めます。



『水子・諏訪地区整備事業』（まちづくり推進課、道路治水課、下水道課、交通・管理課、建築指導課）  
市街化区域\*<sup>3</sup>再編入に伴い、地区計画\*<sup>55</sup>などに基づく基盤整備を進めます。

現況（平成22年度）	事業計画	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域再編入（22年度）</li> <li>・地区計画条例の制定</li> </ul>	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画の適正運用</li> <li>・公共下水道（汚水・雨水）の整備</li> <li>・道路の整備</li> <li>・道水路台帳の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画の適正運用</li> <li>・公共下水道（汚水・雨水）の整備</li> <li>・道路の整備</li> <li>・道水路台帳の整備</li> </ul>

『シティゾーン整備推進事業』（まちづくり推進課）

市役所周辺地区を市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、商業・業務機能を有するゾーンとして整備します。

現況（平成22年度）	事業計画	
山室・勝瀬地区土地利用に向けた検証及び検討	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山室・勝瀬地区の整備促進（商業・業務機能）</li> <li>・その他ゾーンの土地利用計画の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他ゾーンの土地利用計画の検討</li> </ul>

『リブレーヌ都市整備事業』（まちづくり推進課）

国道463号の沿道に位置し、柳瀬川駅に近接している交通の利便性を活かし、地域の発展と活性化に資する魅力的なまちづくりを進めます。

現況（平成22年度）	事業計画	
事業推進策の検討	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業推進</li> </ul>



シティゾーン

# 第5章 第5節 道路・交通環境の整備



## 1. 施策の方向性

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。



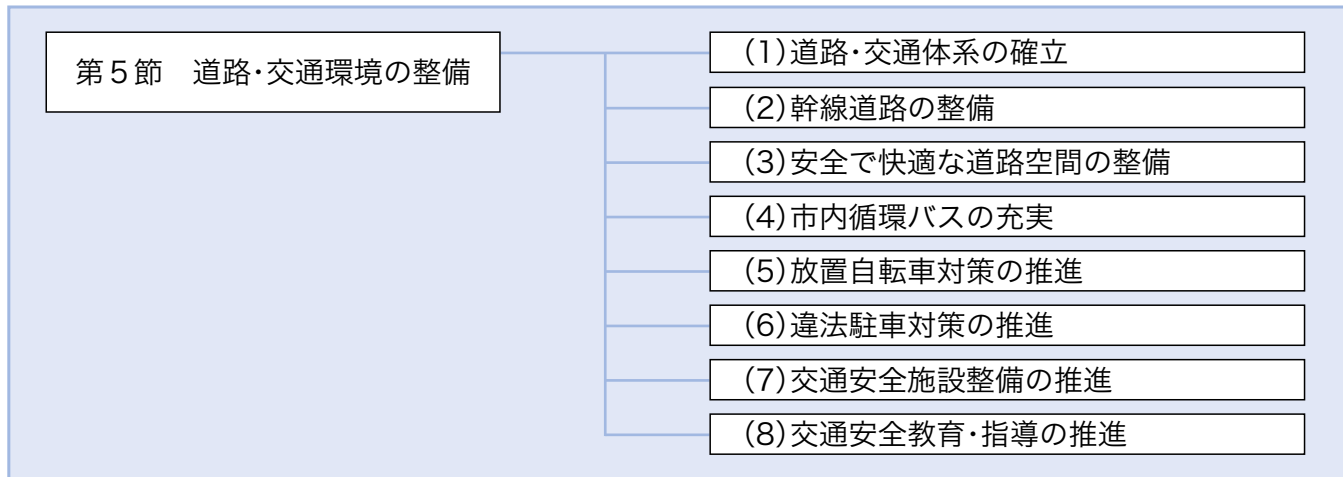
## 2. 現状と課題

- ◆平成21年度に実施した市民意識調査では、「安全で快適な道路の整備」が34施策中、最も不満度が高い結果となっていることから、引き続き、安全で快適な道路交通環境の整備が求められます。
- ◆都市計画道路などの幹線道路は、土地区画整理事業などによって一部の整備が進んでいます。
- ◆日常生活に身近な道路は、高齢化社会の進行などを踏まえ、狭い道路の解消やバリアフリー\*<sup>68</sup>化などが求められており、安全な歩行空間の確保や安心して自転車が利用できる環境を整備する必要があります。
- ◆老朽化した道路及び橋の維持管理を計画的に進める必要があります。
- ◆市内の交通事故件数は平成16年をピークに減少傾向にありますが、引き続き、交通安全に関する教育や啓発を進める必要があります。
- ◆駅周辺では、放置自転車や路上駐車対策のほか、まちの美観の向上と歩行者などの安全確保のため、駐輪指導により市立自転車駐車場（11箇所）などの利用促進や、違法駐車の解消などを近隣自治体や関係機関と連携し進めています。
- ◆市内循環バスは、路線の見直しなどにより利用者が増加していますが、引き続き、利用者ニーズを踏まえた運行に努める必要があります。

\* 68 バリアフリー 障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁(バリアー)を排除しようという考え方。(P144,145)



### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 道路・交通体系の確立（道路治水課）

- ◆歩行者、自転車、自動車、公共交通に配慮しながら総合的な道路・交通計画を策定し、市内の道路や交通環境の改善を計画的に進めます。

##### 『交通環境改善計画の策定』（道路治水課）

道路整備の基準や方針を定めるとともに、誰もが安全かつ安心して道路を利用できるように、総合的な交通環境の改善を進めます。

現況（平成22年度）	事業計画	
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
—	・交通環境改善計画の策定	・計画の推進

#### (2) 幹線道路の整備（道路治水課）

- ◆幹線道路は、重点路線の選定や優先順位を定め、計画的な整備を進めます。
- ◆老朽化した道路や橋の計画的な維持管理を進めます。

### 『幹線道路整備事業』（道路治水課）

市内の1、2級幹線道路の拡幅や線形の改良により道路網を整備するとともに、国や県に対して国道や県道との交差点などの改良を要請します。

現況（平成22年度）	事業計画			
	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度		
<ul style="list-style-type: none"> <li>市道第72号線 [旧県道三芳富士見] 上南畑地内・下田交差点（測量）</li> <li>市道第5136号線ほか [水子地内・みずほ幼稚園脇]（測量）</li> <li>市道第5214号線 [下南畑地内・木染橋～浦所バイパス]（測量）</li> <li>市道第5110号線ほか [鶴瀬西2丁目地内・区画整理境]（暫定交差点工事）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道第72号線 [旧県道三芳富士見] 鶴馬地内・富士見川越道路交差点付近（用地購入）</li> <li>市道第72号線 [旧県道三芳富士見] 上南畑地内・下田交差点（用地購入・工事）</li> <li>市道第5136号線ほか [水子地内・みずほ幼稚園脇]（用地購入・工事）</li> <li>市道第5214号線 [下南畑地内・木染橋～浦所バイパス]（工事）</li> <li>市道第5116号線 [水子地内・山王坂交差点改良]（用地購入・工事）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道72号線 [旧県道三芳富士見] 鶴馬地内・富士見川越道路交差点付近（工事）</li> </ul>		
指 標	現状値	目 標 値		
	平成22年度	平成25年度	平成27年度	
改良済み延長と整備率	<ul style="list-style-type: none"> <li>1級幹線道路 17,487 m (70%)</li> <li>2級幹線道路 6,186 m (27%)</li> <li>計 23,673 m (50%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1級幹線道路 17,907 m (72%)</li> <li>2級幹線道路 6,186 m (27%)</li> <li>計 24,093 m (51%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1級幹線道路 18,267 m (74%)</li> <li>2級幹線道路 6,186 m (27%)</li> <li>計 24,453 m (51%)</li> </ul>	
道路総延長				
1級 24,828 m				
2級 22,766 m				
合計 47,594 m				

『住宅市街地総合整備事業（道路整備）』（道路治水課）

都市再生機構が行う鶴瀬第2団地建替事業にあわせて、鶴瀬西・上沢地区の道路整備を行い、防災機能の向上と生活環境の改善を進めます。

現況（平成22年度）	事業計画	
・市道第904号線 [鶴瀬西3丁目地内・つるせ台小～旧上沢小] (物件調査)	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度
	・市道第904号線 [鶴瀬西3丁目地内・つるせ台小～旧上沢小] (用地購入・工事) ・市道第2073号線外1路線 [鶴瀬西2丁目地内・つるせ台小南] (工事)	・市道第904号線 [鶴瀬西3丁目地内・つるせ台小～旧上沢小] (用地購入・工事)

『火葬場関連道路整備事業』（道路治水課）

火葬場・斎場の整備（平成20年開設済・入間東部地区衛生組合）に伴う周辺環境整備を行います。

現況（平成22年度）	事業計画		
・市道第5111号線 [下南畑地内・県道交差点～富士見川越道路付近] (測量)	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	・市道第5111号線 [下南畑地内・県道交差点～富士見川越道路付近] (用地購入・工事)	・市道第5111号線 [下南畑地内・県道交差点～富士見川越道路付近] (工事)	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
市道第5111号線 整備延長 540 m	—	180 m (33%)	540 m (100%)

『道路橋長寿命化修繕計画策定事業』（道路治水課）

道路橋の修繕計画を策定し、長寿命化と計画的な維持管理に努めます。

現況（平成22年度）	事業計画		
—	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	・道路橋の点検 ・道路橋長寿命化修繕計画策定	・道路橋長寿命化修繕計画に基づく維持管理	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
点検・修繕計画策定	—	88 橋 (100%)	—

### (3) 安全で快適な道路空間の整備（道路治水課）

- ◆生活に身近な道路は、子どもから高齢者まで安心して移動できる道路空間を形成していくため、地域の実情に応じて、グリーンベルト\*<sup>69</sup>の活用などによる歩車道の分離や歩道のバリアフリー\*<sup>68</sup>化など計画的な整備と維持管理に努めます。

『生活道路整備事業』（道路治水課）			
道路の拡幅整備などにより、安心して移動できる道路空間づくりを進めます。			
現況（平成 22 年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道第 225・228 号線 [勝瀬地内・榛名神社参道～勝瀬中脇]（測量・物件調査）</li> <li>・市道第 135 号線 [東大久保地内]（測量・物件補償）</li> <li>・市道第 2939 号線・495 号線 [南畑新田・砂原地内]（工事）</li> <li>・市道第 416 号線 [北原幼稚園東]（用地購入・工事）</li> <li>・市道第 2284 号線 [鶴馬 1 丁目地内・第 1 保育所北]（測量・調査）</li> </ul>	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道第 225・228 号線 [勝瀬地内・榛名神社参道～勝瀬中脇]（工事）</li> <li>・市道第 135 号線 [東大久保地内]（工事）</li> <li>・市道第 2284 号線 [鶴馬 1 丁目地内・第 1 保育所北]（用地購入・工事）</li> <li>・市道第 816 号線 [鶴馬 1 丁目地内・宮下住宅上]（用地購入・工事）</li> <li>・市道第 480・498 号線 [南畑新田地内]（工事）</li> </ul>		
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
生活道路改良済み延長 m (%) 幹線を除く道路総延長 348,182 m	172,432 m (49.5%)	173,677 m (49.8%)	173,677 m (49.8%)

\* 69 グリーンベルト 道幅が狭いために歩道を十分に確保できない道路において、歩行者の安全を確保するため、歩行場所を緑色に塗ることで、歩道と車道を視覚的に分けること。

## 『歩道整備事業』（道路治水課）

バリアフリー\*<sup>68</sup>化に努めながら、歩道と車道の分離などにより地域の特性に考慮した歩行空間を整備します。

現況（平成22年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> <li>水谷人道橋架替（工事）</li> <li>市道第5104号線〔渡戸2丁目〕（工事）</li> <li>市道第5136号線〔水谷中学校前〕（工事）</li> </ul>	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道第5136号線〔水子地内・水谷東小学校～みずほ幼稚園〕（用地購入・工事）</li> <li>市道第5114号線〔水子地内・水谷第1集会所前〕（工事）</li> </ul>		
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
歩道整備済み延長m（%） 道路延長395,776m	38,155m (9.55%)	38,875m (9.82%)	39,635m (10.01%)

## (4) 市内循環バスの充実（交通・管理課）

◆市内循環バスの運行経路や運行時刻の改善などにより、利用者の利便性向上を目指します。

## 市内循環バスの利用状況

年 度	一 般（人）	特別乗車（人）	合 計（人）
平成8	8,570	0	8,570
平成9	47,256	0	47,256
平成10	31,753	20,627	52,380
平成11	31,821	24,619	56,440
平成12	32,919	23,851	56,770
平成13	32,020	23,236	55,256
平成14	33,791	24,026	57,817
平成15	39,094	26,887	65,981
平成16	68,552	37,912	106,464
平成17	74,204	46,217	120,421
平成18	78,035	56,130	134,165
平成19	79,463	62,342	141,805
平成20	85,587	68,172	153,759
平成21	92,408	72,881	165,289

資料：交通・管理課

※特別乗車…70歳以上の高齢者または、障がい者の利用運賃が無料になる「市内循環バス特別乗車証」による乗車

### (5) 放置自転車対策の推進（交通・管理課）

- ◆駅周辺における駐輪需要に対し、各駅の特性に応じた自転車駐車場の整備に努めます。
- ◆地域住民及び関係機関の協力を得ながら、駅周辺などの自転車放置禁止区域における指導を強化します。

#### 『駅前自転車対策事業』（交通・管理課）

駅周辺の自転車の放置を解消し、まちの美観と交通の安全性向上に取り組みます。

現況（平成 22 年度）	事業計画	
	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度
・市内 3 駅周辺自転車放置禁止区域指定 ・市立自転車駐車場（11 箇所） ・自転車駐車場利用率（96.8%） ・撤去自転車数（5,242 台）	・放置自転車解消に向けた駐輪場整備の検討	・放置自転車解消に向けた駐輪場整備の検討

### (6) 違法駐車対策の推進（交通・管理課）

- ◆違法駐車車両の解消のため、実情に応じた交通指導や交通規制の強化を警察に要請するとともに、運転者へのマナー遵守を促します。

### (7) 交通安全施設整備の推進（道路治水課）

- ◆交通状況や危険箇所の把握に努めながら、道路照明灯やガードレール、道路反射鏡などの整備を進めます。
- ◆横断歩道や信号機の設置について警察など関係機関に要請します。

### (8) 交通安全教育・指導の推進（交通・管理課）

- ◆保育所、幼稚園、小中学校を対象とした交通安全教室や高齢者の事故防止対策などの講習会を開催するとともに、市民・行政・警察が一体となって、交通安全運動や交通事故防止運動を展開します。





# 第5章 第6節 上下水道の整備



## 1. 施策の方向性

安全で安心な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域<sup>\*3</sup>内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域<sup>\*4</sup>内においては、地域の特性を考慮しながら、特定環境保全公共下水道<sup>\*70</sup>や合併浄化槽<sup>\*71</sup>などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。

## 2. 現状と課題

- ◆安全で良質な水を確保するため、現在総給水量の8割を確保している県営水道からの安定供給を維持するとともに、受水槽設置施設の衛生管理の指導を引き続き行う必要があります。
- ◆安全で確実な給水体制を維持するため、老朽管の更新や給配水施設の耐震化を計画的に進める必要があります。
- ◆委託業務の拡充により、利用者サービスの向上と経費の削減に努めています。
- ◆市街化区域内は、鶴瀬駅東西口の土地区画整理事業施行区域の公共下水道整備を進めるとともに、旧暫定逆線引き地区<sup>\*58</sup>の水子・諏訪地区の整備を計画的に進める必要があります。また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。
- ◆市街化調整区域内は、河川の水質を保全し衛生的で快適な生活環境を保つため、特定環境保全公共下水道の整備を進めてきましたが、今後は、費用対効果を考慮し、合併浄化槽などの手法も含め污水处理手法を検討する必要があります。
- ◆雨水対策としては、これまで、桜井、別所、砂川堀、権平川、柳瀬川の各雨水幹線を整備するとともに、流末のポンプ場整備などを進めてきましたが、引き続き、都市化の進展による市街地での冠水被害などの都市型災害への対応が必要です。

\* 70 特定環境保全公共下水道 市街化調整区域において、生活環境改善や、水質保全による自然保護などのために整備する下水道。(P150)

\* 71 合併浄化槽 公共下水道の処理区域外において、し尿と生活雑排水を微生物の作用による酸化分解などの方法によって処理し、消毒・放流するための施設。(P150)



### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 水道水の安定供給 (水道課)

◆水道水を安定的に供給するため、老朽管や年数を経た機械・電気設備などを計画的に更新するとともに、水質・水圧管理の強化に努めます。

#### (2) 水道施設などの災害対策の充実 (水道課)

◆浄水場や基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時の応急体制を充実します。

#### 『給配水施設整備事業』(水道課)

老朽管などによる漏水に対処するため、水道管の更新を行うとともに、地震による被害を最小限に抑えるため、浄水場などの耐震工事を行います。

現況 (平成 22 年度)	事業計画		
	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>水谷浄水場耐震補強工事 (平成 21 年度)</li> <li>鶴瀬西配水場耐震補強工事 (平成 22 年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東大久保浄水場耐震補強工事</li> <li>老朽管の更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽管の更新</li> </ul>	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
水道管の耐震化率	7%	10%	12%

#### (3) 健全な水道事業の経営 (水道課)

◆利用者サービスの向上とともに、収入の確保及び経費の削減に努めることで、質の高い健全な水道事業経営を目指します。

#### (4) 公共下水道（污水）の整備（下水道課）

- ◆ 既成市街地などにおける公共下水道の整備を計画的に進め、計画区域内の完全整備を目指すとともに、水洗化を促進します。

##### 『公共下水道（污水）の整備』（下水道課）

市街化区域\*<sup>3</sup>における生活排水の適正処理を促進するため、処理計画区域内の完全整備を目指します。また、供用開始区域においては、水洗化率の向上を目指します。

現況（平成 22 年度）	事業計画		
・ 公共下水道処理区域面積 833ha（整備済 721.4ha） （21 年度）	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	・ 土地区画整理地内や、水子地区及び諏訪地区などの整備	・ 土地区画整理地内や、水子地区及び諏訪地区などの整備	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
普及率	94.6% (21 年度)	96%	97%

#### (5) 特定環境保全公共下水道などの整備（下水道課）

- ◆ 農業集落の生活環境向上と河川・水路などの汚濁防止のために、特定環境保全公共下水道\*<sup>70</sup>の整備を進めるとともに、合併浄化槽\*<sup>71</sup>などによる汚水処理手法の活用を進めます。

##### 『特定環境保全公共下水道などの整備』（下水道課）

農業集落における生活排水の適正処理を促進するため、特定環境保全公共下水道の整備を進めるとともに、合併浄化槽などによる汚水処理手法の活用を進めます。

現況（平成 22 年度）	事業計画		
・ 特定環境保全公共下水道処理区域面積 247ha（整備済 115.2ha） （21 年度）	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	・ 特定環境保全公共下水道の整備 ・ 合併浄化槽の整備促進	・ 特定環境保全公共下水道の整備 ・ 合併浄化槽の整備促進	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
普及率	55.9% (21 年度)	59%	61%

(6) 公共下水道（雨水）の整備（下水道課）

◆水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの洪水対策施設の整備を計画的に進めます。

『公共下水道（雨水）整備事業』（下水道課）

市街地の開発に伴う都市型水害対策のため、雨水排水施設の計画的な整備を進めます。

現況（平成22年度）	事業計画		
・公共下水道（雨水）排水区域 面積 500ha (21年度)	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	・鶴瀬駅西口土地区画整理地内 ・鶴瀬駅東口土地区画整理地内 ・水子地区	・鶴瀬駅西口土地区画整理地内 ・鶴瀬駅東口土地区画整理地内 ・水子地区	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
公共下水道（雨水）整備済区域面積	・事業認可区域 500ha ・整備済区域 232ha (47%) (21年度)	・事業認可区域 545ha ・整備済区域 242h (45%)	・事業認可区域 545ha ・整備済区域 247ha (45%)

# 第5章 第7節 防災・防犯対策の充実

## 1. 施策の方向性

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助けあえる体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。

## 2. 現状と課題

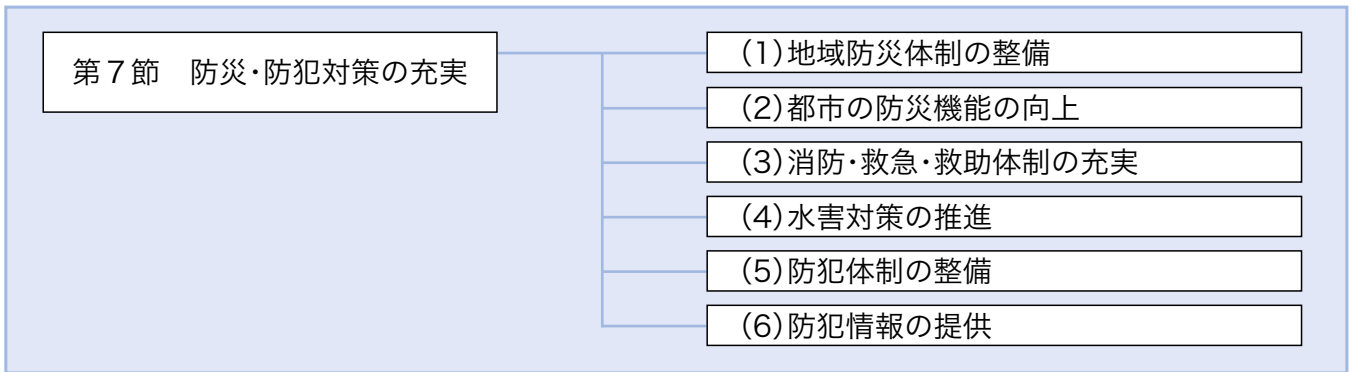
- ◆地域における防災活動の中心となる自主防災組織\*<sup>72</sup>は、平成22年7月末現在で29団体が活動しており、今後もその育成と支援を進めるとともに、新たな組織の結成に対する支援を行う必要があります。
- ◆平成21年度末現在、様々な分野の20団体と災害協定を締結しています。
- ◆高齢者や障がい者など災害時要援護者\*<sup>29</sup>の支援は、自主防災組織や地域の助けあいネットワークなどの住民組織と行政の連携による取組みが一部の地域で進められており、今後は全市的に拡大していく必要があります。
- ◆河川改修や排水ポンプなどの整備により、大雨や台風などによる浸水被害は減少しているものの、近年多発している局地的豪雨（ゲリラ豪雨\*<sup>73</sup>）などによる都市型水害への対策が必要です。
- ◆昭和56年以前の建築物の耐震性\*<sup>74</sup>は現在の耐震構造と比較して安全性が低い状況にあることから、木造住宅の耐震診断により、現状の把握と安全な住宅への改修を促す必要があります。
- ◆本市における犯罪発生件数は平成17年をピークに減少傾向にあるものの、近年は、児童の登下校時を狙った犯罪や高齢者に対する詐欺など、犯罪内容が多様化しており、地域ぐるみの見守り活動が重要となっています。
- ◆自主防犯組織は平成21年度末現在、全町会に組織されており、地域の防犯活動が行われています。また、青色防犯パトロール車両を使用した防犯パトロール活動は、市内全域で実施されています。

\* 72 自主防災組織 災害から自分たちの地域を守るため、町会などにより自主的に作られた組織。(P153)

\* 73 ゲリラ豪雨 予測困難で、突発的、局地的な豪雨。(P159)

\* 74 昭和56年以前の建築物の耐震性 建築基準法の耐震規定が強化された昭和56年以前の建物は、旧基準で建築されているため耐震性が劣ると言われ、阪神淡路大震災でもそれらの建物が多くの被害を受けている。

### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 地域防災体制の整備（安心安全課）

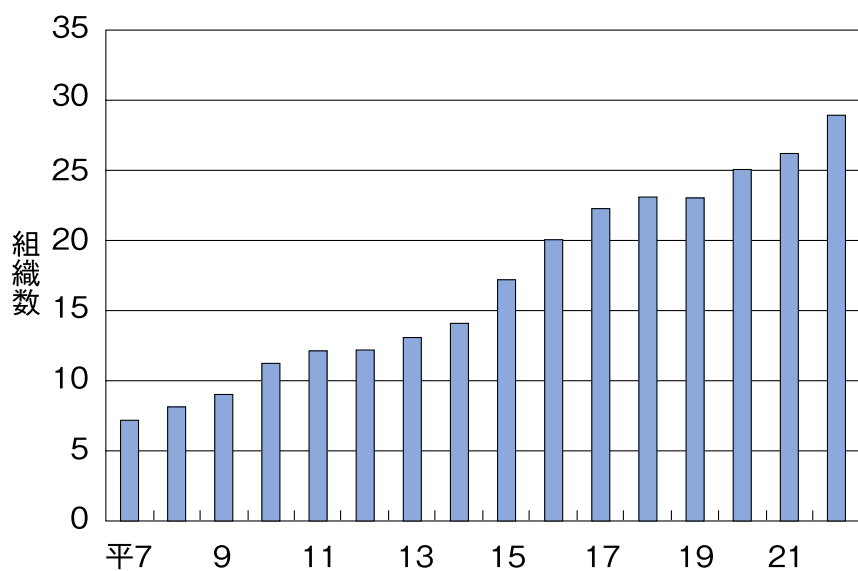
- ◆総合的な防災体制を確立するため、地域防災計画に基づき、防災意識の向上や自主防災活動の育成支援、広域的な援助協力体制を構築するとともに、飲料水などの備蓄や防災資機材の整備などの充実に努めます。
- ◆災害時における高齢者や障がい者などの支援体制を、地域と連携しながら確立します。

#### 『防災対策事業』（安心安全課）

自主防災組織\*<sup>72</sup>の新規結成と活動に対する助成を行います。また、自主防災組織の連携を強化するため、連絡会を立ち上げます。

現況（平成22年度）	事業計画		
	平成23年度～25年度		平成26年度～27年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織活動補助金</li> <li>・自主防災組織結成補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規結成組織への支援</li> <li>・既存組織への支援</li> <li>・連絡会の立ち上げ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規結成組織への支援</li> <li>・既存組織への支援</li> <li>・連絡会の運営</li> </ul>
指 標	現状値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
自主防災組織率	41% (21年度)	80%	100%

## 自主防災組織数の推移



資料:安心安全課

### 『災害時要援護者支援事業 (再掲)』(福祉課、安心安全課)

高齢者や障がい者など災害時における要援護者の情報を収集・整備し、平常時より関係者と情報共有し、個別支援計画や支援者用マニュアルを作成します。

現況 (平成 22 年度)	事業計画		
	平成 23 年度～ 25 年度		平成 26 年度～ 27 年度
・災害時要援護者* <sup>29</sup> 避難支援体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者名簿作成及び要援護者マップの作成、更新</li> <li>個別支援計画、支援者用マニュアルの作成</li> <li>避難訓練実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者名簿作成及び要援護者マップの作成、更新</li> <li>個別支援計画、支援者用マニュアルの作成</li> <li>避難訓練実施</li> </ul>
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
要援護者登録人数	386	800	1,700



## 災害時相互応援協定の状況

協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時における相互援助に関する基本協定	ふじみ野市、三芳町	平成8年5月23日	救援物資の提供、職員の派遣 被災者を一時収容する施設の提供 物資及び労務等の提供
災害時における避難場所相互利用に関する協定	さいたま市	平成9年1月17日	避難場所相互利用
災害時相互協力に関する協定	志木市	平成9年1月17日	被災者の避難所利用 資機材及び車両の提供 生活必需品の提供 職員の派遣
大規模災害時の相互応援に関する協定（旧藤の都市）	（県内）羽生市、春日部市 （県外） 群馬県藤岡市、富岡市 神奈川県藤沢市 静岡県藤枝市 愛知県江南市、津島市	平成16年9月1日	食料飲料水及び生活必需品の提供 資機材及び物資の提供 職員の派遣及び車両の提供
災害時における埼玉県市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内すべての市町村	平成19年5月1日	食料・生活必需品等の供給、救出・医療・防疫活動、遺体火葬、ボランティア受付等、被災児童生徒の応急教育受入れ、以上のほか特に要請があったこと
災害時における三芳郵便局及び富士見市内郵便局、富士見市間の協力に関する覚書	三芳郵便局、富士見市内郵便局	平成9年11月10日	郵政事業に係わる災害特別事務取り扱い及び救護対策 避難場所、物資集積場所等の提供 施設及び用地の提供、情報の相互提供 避難所に臨時に郵便差出箱を設置
災害時におけるガソリン等燃料に関する協定書	埼玉県石油業協同組合 入間東部支部富士見班	平成14年10月1日	災害時におけるガソリン等燃料の優先供給

協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時におけるL P ガス応急生活物資等に関する協定書	(社)埼玉県エルピーガス協会朝霞支部富士見地区	平成 14 年 10 月 1 日	災害時におけるL P ガス応急生活物資等の優先供給
災害時の情報連絡活動協力に関する協定書	東上ハイヤー(株) ダイヤモンド交通(有) 三和富士交通(株) (有)みずほ昭和 鶴瀬交通(株) 川越乗用自動車(株)	平成 8 年 8 月 5 日	災害時の情報連絡活動の協力に関すること
震災時における緊急設備支援に関する協定書	(株)セレスポ	平成 8 年 2 月 23 日 当初 平成 17 年 4 月 1 日 再締結	避難所用テント設備の設置等緊急対応システム『クイック24』の提供(テント、テーブル、イス、簡易ベッド、仮設トイレ、伝言パネル等の設置(市内5箇所))
救助犬の出動に関する協定書	特定非営利活動法人 日本救助犬協会	平成 17 年 7 月 5 日	災害時における救助犬による人命捜索活動
災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラ ポトリング(株)	平成 17 年 7 月 14 日	大規模災害時における飲料水の優先的かつ安定供給 地域貢献型自動販売機の機内在庫飲料の無償提供
災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	(社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部	平成 18 年 6 月 16 日	大規模災害時における賃貸住宅の情報提供及び入居支援
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定 ※担当課環境課	埼玉県清掃行政研究会	平成 20 年 7 月 15 日	①災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋 ②災害廃棄物等を一時的に保管する仮置き場の提供 ③災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣 ④災害廃棄物等の処理の実施 ⑤その他、災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	平成20年10月30日	①公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。 ②市内における電気に係る事故防止に関すること。 ③活動中に二次災害等を発見した場合の情報提供と活動協力 災害発生時時における復旧に関すること。
災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定書	富士見市接骨師会	平成20年11月26日	①災害時に市は接骨師会の協力を得て応急処置活動を行うこと ②接骨師会は市の要請に応じて、接骨師を指定された場所に派遣すること ③派遣された接骨師は柔道整復師法の規定する業務を医師の指示に基づき行うこと ④市は、原則として派遣接骨師の搬送を、また衛生材料の確保、接骨師が持参した衛生材料費用負担、派遣接骨師及び関係業務従事者の扶助費の負担をすること ⑤派遣接骨師の派遣先での応急処置費は無料とすること
災害時におけるバス利用に関する協定書	(社)埼玉県バス協会西部地区部会	平成21年6月23日	災害時における避難者の輸送及び避難施設としてバスを利用
大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書	東京電力(株)志木支社	平成21年6月24日	災害時における電力復旧活動等
災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	いるま野農業協同組合	平成21年7月1日	災害時における応急生活物資の供給

平成22年4月1日現在

資料：安心安全課

## (2) 都市の防災機能の向上（道路治水課、まちづくり推進課、安心安全課、建築指導課）

◆災害に強いまちづくりを推進するため、防災空間としての道路や公園などの整備を進めるとともに、避難場所となる公共施設の耐震化に取り組みます。

◆住宅の安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。

### 『耐震改修促進事業』（建築指導課）

耐震診断・耐震改修工事に対する助成を行います。

現況（平成 22 年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修促進計画の策定</li> <li>木造住宅の無料簡易診断の実施</li> </ul>	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修促進計画の推進</li> <li>助成制度の導入（耐震診断・耐震改修）</li> <li>木造住宅の無料簡易診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修促進計画の推進</li> <li>助成制度の継続（耐震診断・耐震改修）</li> <li>木造住宅の無料簡易診断</li> </ul>	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
住宅耐震化率	81% (20 年 10 月)	88%	90%

## (3) 消防・救急・救助体制の充実（安心安全課）

◆入間東部地区消防組合と連携し、より高度な消防・救急・救助体制を確立します。

◆消防団車庫の建替えや車両の更新を計画的に進めます。

### 『富士見市消防団活性化事業』（安心安全課）

老朽化が進む消防団分団車庫の建替えや消防自動車の更新を進めます。

現況（平成 22 年度）	事業計画		
<ul style="list-style-type: none"> <li>車庫建替え（移設）第 2 分団（第 5・7 分団更新済）</li> <li>消防自動車更新 第 1・4 分団（第 2 分団更新済）</li> </ul>	平成 23 年度～ 25 年度	平成 26 年度～ 27 年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>車庫建替え（第 1・4・8 分団）</li> <li>消防自動車更新（第 3・5・6 分団）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車庫建替え（第 3・6 分団）</li> <li>消防自動車更新（第 7 分団）</li> </ul>	
指 標	現状値	目 標 値	
	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
達成率（%）	車庫建替え 37.5 自動車更新 50.0	車庫建替え 75.0 自動車更新 87.5	車庫建替え 100 自動車更新 100

**(4) 水害対策の推進（安心安全課、道路治水課）**

- ◆河川の治水機能を維持向上させるため、河川・水路の整備や排水ポンプの設置などを計画的に進めます。
- ◆低地部での雨水による浸水被害の発生を防止するため、宅地内浸透処理や一時的貯留などにより、雨水の流出抑制を進めます。
- ◆洪水時の浸水状況を想定した洪水ハザードマップ\*75 や地形、災害履歴などの災害危険情報を市民に提供し、水害に対する意識を高めます。
- ◆ゲリラ豪雨\*73 などによる都市型水害対策を推進します。

**(5) 防犯体制の整備（安心安全課）**

- ◆犯罪を未然に防止するため、自主防犯組織に対し、防犯パトロール用品の配布、ボランティア保険の加入などの支援を行い、市民と行政の協働による防犯活動を進めます。
- ◆市民青色防犯パトロール隊による防犯パトロール活動を進めます。

**『防犯対策事業』（安心安全課）**

自主防犯組織による防犯パトロールへの支援を行うとともに、防犯に対する研修を充実し、地域における防犯体制の強化に努めます。

現況（平成22年度）	事業計画		
・自主防犯組織へのパトロール用品配布などの支援 ・自主防犯活動リーダー研修の実施	平成23年度～25年度	平成26年度～27年度	
	・自主防犯組織への支援 ・自主防犯活動リーダー研修の実施	・自主防犯組織への支援 ・自主防犯活動リーダー研修の実施	
指 標	現況値	目 標 値	
	平成22年度	平成25年度	平成27年度
自主防犯活動リーダー研修受講者数	110	120	130

**(6) 防犯情報の提供（安心安全課）**

- ◆地域における防犯体制を強化するため、警察との連携により、地域の犯罪情報を地域・学校・家庭に提供し、情報の共有化を進めます。

\* 75 洪水ハザードマップ 大雨によって河川が氾濫した場合に浸水する範囲などを予想した地図。

# 第5章 第8節 消費生活・市民相談の充実

## 1. 施策の方向性

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。

## 2. 現状と課題

- ◆平成21年に消費者安全法が施行され消費者庁が発足し、消費者行政を一元的に推進するための法と組織体制が整備されました。
- ◆消費生活相談件数は平成16年度をピークに減少傾向にある一方、相談内容は多様化、複雑化していることから、様々な相談内容に対応できる体制の強化が求められています。
- ◆消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する情報の提供や、消費生活講座の開催などを通じて、トラブルに巻き込まれない消費者の育成を行っています。
- ◆平成19年度には各種市民相談と消費生活相談の窓口を統合し、市民が利用しやすい相談窓口体制としました。

### 内容別市民相談件数の推移

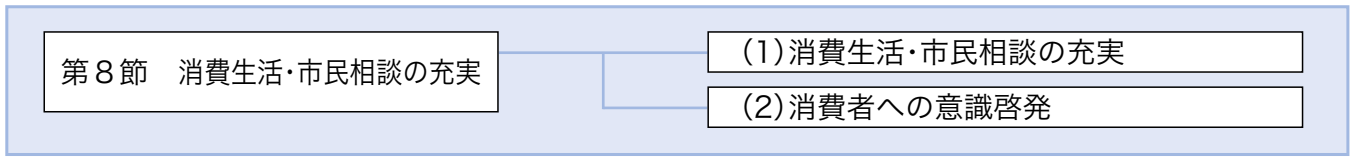
( ) 内法律相談

年度	不動産	家事	相隣	商事	賠償	行政	消費生活	その他	計
	契約・借地・登記他	結婚・離婚・相続他	境界・日照・環境他	契約・サラ金他	交通事故他				
平13	52 (50)	260 (169)	45 (17)	75 (66)	44 (42)	23	423	101 (20)	1,023 (364)
14	57 (37)	281 (184)	52 (16)	97 (75)	73 (63)	22	532	125 (14)	707 (441)
15	46 (38)	254 (191)	46 (15)	102 (91)	60 (52)	31 (13)	706	230 (17)	1,475 (435)
16	53 (48)	327 (267)	37 (19)	135 (122)	76 (65)	32 (32)	781	336 (19)	1,777 (572)
17	62 (57)	337 (294)	43 (25)	86 (80)	70 (65)	51 (49)	705	309 (18)	1,663 (588)
18	54 (48)	340 (297)	63 (19)	113 (104)	74 (69)	38 (35)	721	305 (14)	1,708 (586)
19	71 (65)	352 (307)	61 (33)	89 (83)	66 (62)	32 (31)	667	324 (18)	1,662 (599)
20	59 (55)	360 (314)	51 (26)	89 (84)	75 (71)	39 (37)	645	325 (13)	1,643 (600)
21	87 (86)	347 (314)	43 (24)	96 (94)	59 (58)	41 (40)	631	435 (26)	1,739 (642)

資料：人権・市民相談課



### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

#### (1) 消費生活・市民相談の充実（人権・市民相談課）

- ◆多様化する相談内容に対応するため、専門知識を有する相談員などによる相談体制の充実に努めます。また、相談員に対する研修の充実に努めます。

#### (2) 消費者への意識啓発（人権・市民相談課）

- ◆市民が消費者被害にあわないよう、消費生活に関する情報提供や啓発に取り組みます。